

○商工委員会

内閣提出法律案（二件）

番号 件名	院議先	提出月日	参議院		衆議院		備考
			付委員会	議員会	本決議	付委員会	
22 特定地域中小企業対策臨時措置法案	衆	大正10年1月1日 (予)	大正10年1月10日 (予)	大正11年1月10日 可	大正11年1月10日 決	大正11年1月10日 可	大正11年1月10日 決
23 中小企業信用保険法及び特定中小企業者事業 転換対策等臨時措置法の一部を改正する法律 案	衆	大正10年1月1日 (予)	大正10年1月10日 可	大正11年1月10日 決	大正11年1月10日 可	大正11年1月10日 決	
		10月1日 (予)	10月1日 可	10月1日 決	10月1日 可	10月1日 決	
		10月10日 (予)	10月10日 可	10月10日 決	10月10日 可	10月10日 決	
		10月15日 (予)	10月15日 可	10月15日 決	10月15日 可	10月15日 決	
		10月20日 (予)	10月20日 可	10月20日 決	10月20日 可	10月20日 決	
		10月25日 (予)	10月25日 可	10月25日 決	10月25日 可	10月25日 決	
		10月30日 (予)	10月30日 可	10月30日 決	10月30日 可	10月30日 決	
		10月31日 (予)	10月31日 可	10月31日 決	10月31日 可	10月31日 決	

特定地域中小企業対策臨時措置法案（閣法第二二一號）

することを目的とするものであつて、その主な内容は次のことおりである。

一、特定地域の指定

本法律案は、円高の進展、北洋漁業規制の強化等により事業活動に著しい支障を生じている特定地域の中小企業者について、その経営の安定を図りつつ、新分野への進出等新たな経済的環境への適応を円滑にするための措置を講ずることにより、これらの地域における経済の安定等に寄与

要旨

最近における内外の経済的事情の著しい変化により大きな影響を受けている業種に属する事業所の事業活動が、地域経済において相当程度のウエイトをもつため、その地域の相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じていると認められる地域を特定地域として政令で指定

する。

## 二、経済的環境適応計画の承認

特定地域の中小企業者であつてその事業活動に支障を生じているもの（特定中小企業者）等は、新商品の開発等新分野への進出に関する事業などに必要な措置に関する計画を作成し、都道府県知事の承認を受けることができる。

## 三、承認を受けた特定中小企業者等に対する助成措置

承認を受けた特定中小企業者等が、計画に基づいて新分野への進出に関する事業等を行う際には、①信用保険の特例、②試験研究税制の特例、③地方税の特例、④設備近代化資金の償還猶予などの助成措置を講ずる。

## 四、資金の確保

国等は、承認を受けた中小企業者が計画を実施するのに必要な資金の確保に努めるものとする。

## 五、特定地域の活性化対策

特定地域の活性化を図るため、特定地域における工場の新增設を行う企業に対し、①機械等の特別償却、②賃換資産の特例、③特別土地保有税の非課税などの助成措置を講ずる。

## 六、その他

国は、特定中小企業者のための下請取引の広域的あつせんの実施、特定地域における公共事業の実施等に関し、必要な配慮を加える。

## 七、法律の有効期間

この法律は、施行の日から起算して五年を経過した日にその効力を失う。

### 委員長報告

ただいま議題となりました両案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、特定地域中小企業対策臨時措置法案は、円高の進展などにより、輸出型産地等の特定の地域において中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている状況にかんがみ、これらの中小企業者の新分野への進出等、新たな経済的環境への適応を円滑にするため、国等の資金の確保義務、中小企業信用保険の特例、税法上の特例その他の助成措置等を講ずることを定めたものであります。

次に、中小企業信用保険法及び特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の一部を改正する法律案は、円高などに

よつて経営の安定に支障を生じている中小企業者の事業資金の融通を円滑にするため、中小企業信用保険につき、倒産関連保証及び国際経済関連保証に係る無担保保険の限度額の別枠を引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、特定地域の指定基準、中小企業金融のあり方等について熱心な質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わりましたところ、日本共産党の市川理事より、特定地域中小企業対策臨時措置法案に対する修正案が提出されました。この修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取しましたところ、田村通産大臣より本修正案に反対である旨の発言がありました。

次いで、特定地域中小企業対策臨時措置法案について討論に入りましたが、発言もなく、採決の結果、修正案は賛成少数により否決され、本法案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、中小企業信用保険法及び特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の一部を改正する法律案については、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、特定地域中小企業対策臨時措置法案に対し、七項目の附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。

#### 中小企業信用保険法及び特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第二三号）

##### 要旨

本法律案は、最近における貿易事情の急激な変化に伴う内外の経済的事情の著しい変化等によつて経営の安定に支障を生じている中小企業者の事業資金の融通を円滑にするため、中小企業信用補完制度の拡充を図ろうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、中小企業信用保険法に基づく倒産関連保証について、その無担保保険の付保限度額の別枠を臨時に一千万円増額して二千万円とする。

二、特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法に基づく国際経済関連保証について、その無担保保険の付保限度額の別枠を一千万円増額して二千万円とする。

委員長報告

五六ページ参照